佐賀県規則第10号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則(平成12年佐賀県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(手数料及び使用料の額)	(手数料及び使用料の額)

第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1 欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、 当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4 欄に掲げる額とする。

手数料

区分	項目	単位	金額
1 分	(窯業関係)		
析、	(1)~(3) 略	略	略
測定	(4) エックス線光電子分光分析		6,840円
及 び 評価	<u>(5)</u> ~ <u>(21)</u> 略	略	略
	<u>(22)</u> ∼ <u>(40)</u> 略	略	略
	(工業関係)		
	(1) · (2) 略	略	略
	(3) 醤油製品に係る一般成分分析		1,000円
	(4) 醤油製品に係る特殊成分分析		<u>4,400円</u>
	<u>(5)</u> ~ <u>(12)</u> 略	略	略

第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1 欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、 当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4 欄に掲げる額とする。

手数料

区分	項目	単位	金額
1 分	(窯業関係)		
析、測定	(1) \sim (3) 略	略	略
及 び 評価	<u>(4)</u> ~ <u>(20)</u> 略	略	略
計刊叫	(21) ボーンチャイナ製食器の耐 アルカリ性試験 (業務用)	<u>"</u>	7,800円
	(22) ボーンチャイナ製食器の耐 アルカリ性試験 (家庭用)	<u>"</u>	11,000円
	<u>(23)</u> ∼ <u>(41)</u> 略 (工業関係)	略	略
	(1) • (2) 略	略	略
	(<u>3)</u> ~ <u>(10)</u> 略	略	略

改正前		1	改正後
<u>(13)</u> 蛍光エックス線分析	"	5,620円	<u>(11)</u> 蛍光エックス線分析 ″ <u>5,600F</u>
<u>(14)</u> 略	略	略	<u>(12)</u> 略 略 略
			(13) 残留応力測定 <u>1件</u> 2,700P
			定点5点
			までとし
			<u>5 点を</u> <u>えるご</u>
			円を加 <u></u>
			1.7 ± 3.1
(15)~(32) 略	略	略	(14)~(31) 略 略 略
(33) 塩水噴霧試験	,,,	2,420円	(32) 塩水噴霧試験 " 2,400
<u>(00)</u> - <u>mi</u> /,		<u>1,126円</u> (1件は	(1件)
		24時間ま	24時間 3
		でとし、	でとし、
		24時間を	24時間を
		超えるごと	超えるご
		12,420	\(\tau_{2,40}\)
		円を加算	<u>円</u> を加算
		する。)	する。)
(34) \sim (42) 略	略	略	<u>(33)</u> ∼ <u>(41)</u> 略 略 略
2・3 略			2 • 3 略
: 試 (窯業関係)			4 試 (窯業関係)
料調 ウォータージェット切断機に	よる 略	略	料 調 (1) ウォータージェット切断機に 略 略

改正前						改正後					
製 及 び 加 工	加工				製 及 武 作 加 工	よる加工 (2) 3 Dプリンターによる造形物 に対するワックス含浸加工 (3) 3 軸制御モデリングマシンに よる加工 (4) 3 軸制御大型モデリングマシ	<u>1 時</u> <u>間</u>	1,400円 4,600円 5,800円			
5 略	(工業関係) (1) 略 (2) 切断加工による試料調製 (3) 略 (4) 研磨加工による試料調製 (5)~(8) 略	略 "略" "略	略 2,900円 略 2,200円 略		5 略	ンによる加工 (工業関係) (1) 略 (2) 切断加工による試料調製 (3) 略 (4) 研磨加工による試料調製 (5)~(8) 略	略 "略 "略	略 <u>3,000円</u> 略 <u>2,400円</u> 略			
使用料					使用料						
区分	項目	単位	金額		区分	項目	単位	金額			
設備機械等の使用	 試験用の設備機械器具 (窯業関係) (1)~(21) 略 (工業関係) (1)~(13) 略 (14) マイクロプレートリーダ 	略 略 "	略 略 <u>2,260円</u>		設備機械等の使用	 試験用の設備機械器具 (窯業関係) (1)~(21) 略 (工業関係) (1)~(13) 略 (14) マイクロプレートリーダ 	略 略	略 略 <u>2,200円</u>			
	— (15)∼(41) 略	略	略			— (15)∼(41) 略	略	略			

改正前				改正後				
(42) 遠心濃縮装置	IJ	1,400円		(42) 遠心濃縮装置 " 1,500円				
(43)~(47) 略	略	略		(43)~(47) 略 略 略				
				(48) 残留応力測定装置 <u>"</u> 1,800円				
<u>(48)</u> ∼ <u>(77)</u> 略	略	略		<u>(49)</u> ∼ <u>(78)</u> 略 略 略				
2 試作加工用の設備機械器具				2 試作加工用の設備機械器具				
(窯業関係)				(窯業関係)				
(1) 原料調製機				(1) 原料調製機				
ア〜シ 略	略	略		ア〜シ 略 略 略				
<u>ス アクアマイザー</u>	<u> </u>	450円						
<u>セ</u> 略	略	略		<u>ス</u> 略略略略				
<u>ソ 強制練りミキサー</u>		<u>480円</u>						
<u>タ</u> 〜 <u>ツ</u> 略	略	略		<u>セ</u> ~ <u>夕</u> 略略略略略				
(2) 成形・加工機				(2) 成形・加工機				
ア〜ナ 略	略	略		ア〜ナ略略略略				
二 粉末固着式3Dプリンタ	1件	1,700円		二 粉末固着式 3 D プリンタ 1 件 3,400円				
ー (モノクロ)		(使用材		ー (モノクロ) (使用材				
		料は <u>100</u>		料は <u>10</u> グ				
		グラム でとし、		$\frac{\overline{\partial}\Delta}{\partial t}$ $\frac{\overline{\partial}\Delta}{\partial t}$ $\frac{\overline{\partial}\Delta}{\partial t}$ $\frac{\overline{\partial}\Delta}{\partial t}$				
		10グラム		グラムを				
		増すごと						
		<u>に250円</u>		とに 260				
		を加算す		<u>円</u> を加算				
		る。)		する。)				
ヌ 粉末固着式3Dプリンター (フルカラー)	<u> "</u>	<u>2,600円</u> <u>(使用材</u>						

改正前				改正後		
<u>ネ</u> インクジェット式 3 Dプリンター (硬質材料)	略	料グで10増にをる 4(料ラと料すは材グす4ポはムと円すはラとグす 3加) 4,使はムしをる、料ラご円一10増にをる11ムしラご0算 の用10ま、追場硬はムと、トグす 4加)のま、ムと円す 円材グで材加合質10増にサ材ラご40算		<u>ヌ</u> インクジェット式 3 D 3 リンター(硬質材料)	略	4,600用10ま、追場硬はムる40世上の一日をご円す600用10ま、追場硬はムる4世材ラえにはから2に加り円材グで材加合質10をご70ポはムる40第

改正前			改正後
<u>ノ</u> インクジェット式3Dプ リンター (ゴム系材料)	略	5,100円 100円 100円 10をる、材グす100円 10をる、材グす100 11 12 12 12 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	
<u>ハ</u> 3軸制御モデリングマシ ン	略	3,570円	<u>ノ</u> 3 軸制御モデリングマシ 略 <u>3,100円</u> ン
<u>ヒ</u> 3軸制御大型モデリング マシン	略	4,700円	<u>ハ</u> 3軸制御大型モデリング 略 <u>4,400円</u> マシン
<u>フ</u> ~ <u>マ</u> 略 (3) 略 (工業関係)	略 略	略 略	上~ 本 略 略 略 (3) 略 略 略 略 (工業関係)

改正前					改正後				
	(1)~(10) 略	略	略		(1)~(10) 略 略 略				
	(11) 半自動溶接機	"	<u>780円</u>		(11) 半自動溶接機 " <u>790円</u>	<u>]</u>			
	(12) <u>イナートガス溶接機</u>	11	略		(12) <u>T I G 溶接機</u> " 略				
	(13) • (14) 略	略	略		(13) • (14) 略 略 略				
	(15) <u>ファインカット切断機</u>	"	2,100円		(15) 金属材料切断機 " 2,200円	<u>]</u>			
	(16) 研磨装置	"	3,170円		(16) <u>自動研磨機</u> " <u>2,800円</u>	<u>]</u>			
	$(17) \sim (22)$ 略	略	略		(17)~(22) 略 略 略				
	(23) 旋盤		920円						
	<u>(24)</u> ~ <u>(26)</u> 略	略	略		<u>(23)</u> ~ <u>(25)</u> 略 略 略				

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。